

## 会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市行政不服審査会		
開催日時	令和4(2022)年6月2日(木) 午前11時15分から午前11時30分まで		
開催場所	みよし市役所5階政策審議会室		
出席者	<b>【委員】</b> 坂口委員(会長)、南谷委員、倉橋委員、清田委員、深谷委員  <b>【事務局】</b> 深谷総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、服部総務部副参事、林副主任、鈴木主任主査、一丸主査		
次回開催予定日	令和4(2022)年8月2日(火)		
問合せ先	総務部総務課 鈴木 電話 0561-32-8000(直通) メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録全文</li> <li>・議事録要約</li> </ul>	要約した理由	
審議経過	<p>○総務部次長兼総務課課長；それでは、みよし市行政不服審査会を開催します。 始めに、市長から委嘱状の交付を行います。 (委嘱状交付)</p> <p>○総務部次長兼総務課課長；ここで、市長より挨拶を申し上げます。 (市長挨拶)</p> <p>○総務部次長兼総務課課長；ここで、市長は公務のため退席させていただきます。 (市長退席)</p> <p>○総務部次長兼総務課課長；委員の皆様、2年間よろしくお願いたします。それでは、事務局の紹介をさせていただきますが、先ほど紹介させていただきましたみよし市情報公開・個人情報保護審査会の事務局と同様となっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>○総務部次長兼総務課課長；それでは、議題に入りたいと思います。議事進行は本来会長にお願するところでご</p>		

ざいですが、1点目の議題で会長が決定するまでは事務局の方で議事を進行させていただきますので御了承をお願いいたします。

それでは、議題1点目の会長及び職務代理者の選出について、みよし市行政不服審査会条例第7条第1項の規定により、審査会には会長を置くこととなっており、委員の互選により定めることとなっておりますので、会長の選出をお願いしたいと思いますが、どなたか御意見はございませんでしょうか。

○南谷委員；坂口委員にお願いできればと思います。

○総務部次長兼総務課課長；坂口委員を会長にとの御意見をいただきました。皆さん、いかがでしょうか。  
(全員一致で坂口委員を会長に決定)

○総務部次長兼総務課課長；ありがとうございます。それでは、恐れ入りますが、坂口会長には会長席への移動をお願いいたします。それでは、坂口会長から御挨拶をいただきたいと思います。  
(坂口会長挨拶)

○総務部次長兼総務課課長；続きまして、職務代理者の選出につきまして、みよし市行政不服審査会条例第7条第3項の規定により、会長が指名する者を職務代理者とすることになっておりますので、会長より御指名をお願いしたいと思います。

○坂口会長；それでは、南谷委員にお願いしたいと思います。  
(南谷委員了承)

○総務部次長兼総務課課長；それでは、会長の御指名により、南谷委員よろしく申し上げます。それでは、残りの議題につきましては、会長の取回しにより、議事の進行をしていただきますので、会長よろしく申し上げます。

○坂口会長；それでは、議題の2点目。審査会の日程については、情報公開・個人情報保護審査会で調整した日と同じ日に開催することにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。  
続きまして、議題の3点目。行政不服審査会の概要について、事務局の方から説明をお願いします。

○総務課主任主査；それでは、事務局より説明をさせていただきます。お手持ちの資料の1ページ目を御覧ください。

い。

これまでと制度に特段変わりはありませんので、ここでは行政不服審査会の概要について簡単にお話させていただきます。まず、1の行政不服審査制度とはの部分ですが、(1)にありますように、行政機関が行う許可などの行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続というものになっております。そして、行政不服審査会は、4の所掌事務に記載されているとおり、処分についての審査請求があった場合に、実施機関の諮問に応じて、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性をチェックすることが役割となっております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

こちらは、審査請求がなされた場合の流れとなっております。情報公開や個人情報保護に係る審査請求の流れと一部異なる部分がありますので、そちらの説明をさせていただきます。まず、図の中心の枠の中で③指名と書かれているところになりますが、情報公開、個人情報保護以外の行政処分に係る審査請求につきましては、審査庁が審理員を指名するということが行われます。そして、指名された審理員が処分を行った課や審査請求人とやり取りを行いまして、双方の主張を聞き取ったり、証拠資料の取集を行うなどして審理を行い、処分庁の処分の妥当性について審理員の意見をまとめた審理員意見書を作成し、審査庁が審査会に諮問することとなります。そして、審査会は、処分庁の処分の妥当性をチェックするのではなく、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の裁決に関する判断の妥当性をチェックするということとなります。これらの点が情報公開等の審査請求との違いになりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○坂口会長；ただ今、事務局より説明がありました。御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に、議題4点目の令和3年度行政不服審査請求状況について、説明をお願いします。

○総務課主任主査；はい、それでは事務局より説明をさせていただきます。

令和3年度は行政不服審査法に基づく審査請求は行われておりません。

なお、平成28年度から本審査会を発足いたしましたが、未だ審査請求は出ていないという状況でございます。

事務局からは以上です。

	<p>○坂口会長；それでは、御意見、御質問ございますか。特 にないようですので、これで議題4点目は終了というこ とにいたします。そのほか、何か御意見、御提案等があ りますか。では、特にないようですので、これをもちま して、令和4年度第1回みよし市行政不服審査会を終了 いたします。</p> <p>○総務部次長兼総務課課長；長時間にわたりありがとうござ いました。次回の審査会につきましては、審査請求の 案件がありましたら開催したいと思えます。なお、中止 の場合もその旨を文書で通知させていただきますので、 よろしく申し上げます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中ありがとうございました。</p>
--	---